○農林水産省告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市大木須字水穴二五一四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字水穴二五一四の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県久留米市田主丸町地徳字クグリワ三四七八、三四八〇、字耳納尾三五六八の一二、三五六八の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町新川字出島二六八七の一、字裏迫四九〇五の四、字外輪道ノ上四九〇六の二、四九一四の一、四九一四の三、字桃ノ瀬五〇四四の一から五〇四四の三まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県岩国市錦町宇佐郷字小足谷二五一、二五三、三一七の一、三一七の二、三一七の四、三一九の一、三一九の二、字大足谷二八九の一、二八九の二、字中ノ原三一一、字瀬戸三一二、三一三、美川町四馬神字川向七三五から七三七まで、七三七の二、七三八の一、七三八の二、七三九、七四二の一、七四二の二、七四三、七四四、三〇二八、字野林七四六、三一〇二、三一〇五、三一〇五の一、三一〇六、字白ツヱ三〇七〇、三〇七一、三〇七二の一、三〇七二の二、字白ツヱノ日浦三〇七三の一、三〇七三の二、三〇七五、三〇七六の一、三〇七六の二、字米川こふ三〇七七、三〇七八、字上ミやけ三〇八一の一、三〇八一の二、字中やけ三〇八二、三〇八四から三〇八六まで、三〇八七の一、三〇八七の二、三〇八八、三〇八九、三〇九一、三〇九二の一、三〇九二の二、三〇九三、字水おち三〇九四、三〇九五、字白ツヱかげ三〇九六、三〇九七、三〇九九、三一〇〇、字石コロビ三一二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大足谷二八九の一・二八九の二・字瀬戸三一二・三一三・字川向七三七・七三七の二・七三八の二・字野林三一〇二・三一〇五の一・三一〇六（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町本郷字大石垰二一二三の三（国有林）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町本郷字天王行岸六二九の四から六二九の一〇まで・六二九の一三・六二九の一四（以上九筆国有林）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第五号

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した長島SK－一D号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十日

経済産業大臣　枝野　幸男

北緯三十八度〇分四十六・八〇九秒、東経百三十九度十八分五十四・三六八秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円内の区域の直下の深度千三十一・六メートルから千三十九・八メートルまでの間に存するガス層に属するもの

○経済産業省告示第六号

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した西片貝SK－一D号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十日

経済産業大臣　枝野　幸男

北緯三十七度二十一分十八・〇七三秒、東経百三十八度四十五分二十二・三四五秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円内の区域の直下の深度四千百一・〇メートルから四千二百四十六・二メートルまでの間に存するガス層に属するもの

○国土交通省告示第百号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により狭山都市計画狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　市街地再開発事業の種類及び名称

狭山都市計画狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から平成二十四年度まで

三　施行地区

埼玉県狭山市入間川一丁目、二丁目及び三丁目の各一部